



報道関係者 各位

令和4年1月25日（火）

【照会先】

埼玉労働局総務部総務課

課長 新田 純康

総務企画官 川又 裕子

（代表電話） 048（600）6200

埼玉労働局職業安定部職員の新型コロナウイルス感染症への感染について

令和4年1月24日（月）、埼玉労働局職業安定部新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金集中処理センター（さいたま市中央区新都心11-2。以下「休業支援金センター」という。）の職員が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

当該職員は、窓口業務には従事しておらず、1月18日（火）まで出勤し、発熱・咳等の症状はなく、終日マスクを着用し勤務していましたが、21日（金）に発熱し、22日（土）にPCR検査を受けて、24日（月）に感染が確認されたものです。

休業支援金センターでは、保健所の助言の下、事務室内の必要な消毒措置を十分行った後、通常どおり開庁して業務を行っております。

当該職員の行動履歴を確認した結果、職員及び利用者の方に濃厚接触者はいないと判断しておりますが、健康に不安がある方につきましては、念のため最寄りのかかりつけ医又は受診・相談センター等までご連絡いただきますようお願いいたします。